

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の 一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 差別的取扱いの禁止の対象となる短時間労働者の範囲の拡大（第9条関係）

差別的取扱いの禁止の対象となる短時間労働者について、「当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されると見込まれるもの」との要件を削除すること（※）。

※ 上記の要件の削除に伴い、「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」という概念はなくなり、「職務内容同一短時間労働者」に統一されることとなる。

二 賃金の決定に係る努力義務規定における賃金の範囲の拡大（第10条関係）

職務内容同一短時間労働者以外の短時間労働者の賃金の決定に係る事業主の努力義務規定における賃金について、「通勤手当、退職手当その他の厚生労働省令で定めるもの」を除かないこととする。

三 葬儀等に係る休暇に関する努力義務規定の追加（第10条の2関係）

事業主は、通常の労働者に対して与える休暇であって、葬儀その他特別な事情に配慮して与えられるものとして厚生労働省令で定めるものについては、その雇用する職務内容同一短時間労働者以外の短時間労働者に対しても、これを与えるように努めるものとする旨の規定を追加すること。

四 待遇の決定に当たって考慮した事項の説明を求めたことを理由とする不利益取扱いの禁止に関する規定の追加（第14条第3項関係）

事業主は、短時間労働者が「事業主が短時間労働者の待遇を決定するに当たって考慮した事項」の説明を求めたことを理由として、当該短時間労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない旨の規定を追加すること。

五 検討条項の追加（改正法附則第5条第2項関係）

政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下「新法」という。）の趣旨を踏まえ、国又は地方公共団体の職員であって新法第二条に規定する短時間労働者に相当するものの待遇の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨の規定を追加すること。